

## 「<sup>お</sup>押し」に会えない!?! 転売チケットの購入トラブル

自分の好きなアーティストやグループ(=推し)を応援することを「推し活」といい、若い世代では、コンサートやライブなどのイベントにお金をかける人の割合が高くなっています。それにより、興行チケットのインターネットにおける転売に関する相談が増加傾向にあります。

### 【事例1】

転売仲介サイトと気づかず、高額なライブチケットを購入してしまった。

### 【事例2】

転売仲介サイトで購入したチケットでは入場できないことにあとから気がついた。

### 【事例3】

SNSで知り合った個人にライブチケット代金を振り込んだ後、連絡が取れなくなった。

### 【ひとこと助言】

#### ●正規のルートで買しましょう

余ったチケットを売ったり、転売チケットを買ったりする場合、興行主の公式リセールサイトを利用しましょう。チケットが定価で売り買いできるだけでなく、公演が延期や中止になったときには払い戻しなどの補償もきちんと受けられます。なお、【事例1】のように公式サイトであるかのような表示をしている転売サイトもあります。サイト運営業者の所在地、連絡先などが明示されているかを確認してから利用しましょう。

#### ●チケットの転売条件に関する情報を確認する

コンサートやイベントによっては、チケットの転売を規約で禁止しており、転売されたチケットでは会場に入れないことがあります。【事例2】事前にチケットの利用条件を確認しておくことが重要です。

#### ●個人間売買はリスクが伴います

インターネット上の見知らぬ相手からチケットを購入し、トラブルが起きた場合には、自分自身で交渉しなくてはなりません。そもそも相手と連絡が取れなくなる可能性も高く注意が必要です。【事例3】

代金を支払ったのにチケットが届かない等トラブルに遭った場合、下記士別地区広域消費生活センターにご相談ください。

### 消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

#### ■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用

来所・電話相談のほか、電子でも受け付けています

右のQRコードを読み込み相談内容を入力して下さい

